

<別紙1>

第三者評価結果報告書

① 第三者評価機関名

ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

②施設・事業所情報

名称：新治保育園	種別：認可保育所	
代表者氏名：小林 勝	定員（利用人数）：30名（29名）	
所在地：〒226-0017 横浜市緑区新治町701		
TEL：045-932-2597	ホームページ：なし（準備中）	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 1972年6月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 新治保育園		
職員数	常勤職員 7名	非常勤職員 6名
専門職員	保育士 11名	調理員 1名
	保育補助（子育て支援員）1名	
施設・設備の概要	（居室数）5	（設備等）1
	乳児室1、幼児室1、調理室1	トイレ1
	事務室1、職員休憩室1	園庭（660㎡）

③理念・基本方針

【保育理念】

子どもの現在を豊かにし、子どもの成長を助け子どもにむけての生きるための基礎を培う。

【基本方針】

キリスト教精神を根拠とした援護、育成を、その独立心をそこなうことなく、正常な社会人として生活することが出来るよう保育士が援助していく。その心的面においては、キリスト教精神を根拠とした感謝と謙遜と良心的精神を「ありがとう」「どうぞ」「ごめんなさい」の言葉をもって日常生活に日常化し、その健全な情緒を育成する。

④施設・事業所の特徴的な取組

【立地および施設の概要】

新治保育園は、JR横浜線十日市場駅から徒歩10分、市営住宅やマンション街と市街化調整区域にまたがる静かな場所にあり、周囲には公園や緑地帯が複数あります。昭和43年3月日本キリスト教団横浜十日市場教会附属保育園として発足し、昭和47年認可を受けたキリスト教主義の小規模保育園です。現在、0歳児から5歳児まで29名（定員30名）の園児が在籍しています。

保育室は乳児室（0～2歳児）と幼児室（3～5歳児）の2室で、家庭的な雰囲気大切に小規模保育を実践しています。高低差があり、様々な木や草が生えている自然豊かな園庭（660㎡）があり、探索や虫探しなど異年齢で協同して自由に遊んで

います。

【特徴的な取組】

人や自然とのかかわりを深め、健やかな心身の発達を促しています。四季を通じた年中行事を行い、季節感を感じ自然に親しむことを大切に、また、地域との交流を行い、相互理解につなげるようにしています。

保育士は、保護者に子どもの様子を的確に伝えるとともに、保護者の意向や家庭の状況を十分に把握し、一人ひとりの子どもの状況や発達など個人差に配慮しながら保育を実践しています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2020年1月22日（契約日） ～ 2020年10月 6日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	1 回（ 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

1. 保護者と連携し子ども一人ひとりの様子を丁寧に把握

小規模園の強みを生かし、すべての職員がすべての子どもや保護者を知り、保育にあっています。毎月発行する全クラス分を記載した「クラスだより」では、エピソードを交えて活動の様子を伝えています。登降園時は職員が保護者とコミュニケーションを取り、収集した子どもの様子は日誌に丁寧に記録しています。支援が必要な保護者へは園長が常時連絡をし、職員や関係機関と連携して保護者に寄り添い支援に取り組んでいます。

2. 自然な環境の園庭での主体的な遊び

段差のある園庭で、子どもたちは砂遊びや二輪車、かけっこ、鉄棒、ジャングルジムなど、好きな遊びを見つけて楽しんでいきます。草むらの中からダンゴムシやミミズを探し、友達と見せ合うなど、子どもたちが異年齢で一緒に過ごす活動を多くし、子ども同士自然に声をかけ合ったり、小さい子どもの手助けしてあげるような関係を作っています。

3. 地域の小・中学校との交流

近隣小・中学校との交流に取り組んでいます。歴史のある園で小学校とは区幼保小教育交流事業開始以前から繋がりがあり、毎年小学校に招待されて学校見学をしたり1年生と昔遊びを楽しみ、音楽鑑賞会にも参加しています。中学生の職業体験も毎年受け入れています。また、近年は小規模保育園との交流にも取り組むなど、地域との交流を図っています。

◇改善を求められる点

1. 全職員参画のもとでの園運営の推進

年度の事業計画を作成し書面で職員・保護者に伝えていますが、園の質の向上を継続的に図り運営していくための中・長期計画は明文化されていません。職員参画のもと園の課題を明確にして中・長期計画を策定することが望まれます。また策定後は定期的に進捗状況を確認して必要な変更をしながら次期の計画に反映させるなど、園運営推進のための仕組みづくりが期待されます。

2. 全体的な計画と指導計画の連動についての見直し

全体的な計画は一部職員の意見を取り入れていますが園長主体で作成しています。保育所保育指針について全職員で改正の内容を学び合い、保育の計画に反映させることが求められます。また、職員参画のもと定期的に評価していくことが望まれます。

3. 会議議事録の充実と共有を

諸会議の議事録は残していますが、内容の詳細は職員が個別に記録していて、全体の議事録の記載内容は検討項目等最小限にとどめています。議事録を充実させ全職員で共有することが望まれます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

【受審の動機】

当保育園は昭和47年6月に社会福祉法人の認可を受けた地域に根差した保育園です。

第三者評価を受審するにあたり客観的な視点から保育園の見直し評価をしていただくとともに保護者から素直な評価をもらい、それを職員一同が真摯に受とめ保育の質の向上に繋げる目的で受審しました。

【第三者評価を受審して】

評価表を利用して正規職員、非常勤職員が日々の保育を振り返りました。日常の良いところ、改善すべき点を記述し意見を交換しました。日々の保育の中で子どもたちの健やかな心身の発達を促すことが出来ているのか、全体で改めて考える機会となりました。

保護者アンケートではありのままの保育に対する意見をもらい指摘していただきました。気づかなかった保護者の気持ちを改めて知ることも出来ました。その中で日々の保育に向き合う我々の姿勢や園の方向性が高く評価されたことに対して毎日の確かなものを感じ取ることが出来ました。

【今後に向けて】

今回の評価結果は、保育の質を高めるための具体的な指標を示してくださいました。受審により明確化された課題、必要な改善点は一つ一つ克服しながら質の向上に向けた取り組みを職員と共に共有しながら行っていきたいと思います。そしてそれらの成果と今までの良い取り組みが外から見えて広く知ってもらえるようにしていきたいと思います。

今後も職員と子どもとの良い関係づくりをもとに家庭との連携を深めながら福祉サービスの向上に取り組みさらなる利用者満足の向上へとつなげていきたいと思っています。

最後になりましたが、お忙しい中をアンケートに答えてくださいました保護者の皆様、的確な評価講評をしていただいた評価機関の皆様に心より感謝を申し上げます。

⑧第三者評価結果

別紙2のとおり